

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
第 1 章 総則 (省略)	第 1 章 総則 (同左)
第 2 章 課税価格、税率及び控除 (省略)	第 2 章 課税価格、税率及び控除 (同左)
第 3 章 財産の評価 (省略)	第 3 章 財産の評価 (同左)
第 4 章 申告及び納付 (省略)	第 4 章 申告及び納付 (同左)
第 5 章 更正及び決定 (省略)	第 5 章 更正及び決定 (同左)
第 6 章 延納及び物納 (省略)	第 6 章 延納及び物納 (同左)
第 7 章 雑則 (省略)	第 7 章 雑則 (同左)
(附則) (経過的处理)	(附則) (経過的处理)

改 正 後	改 正 前
<p>第 2 章 課税価格、税率及び控除</p> <p>第 1 節 相続税</p> <p>[第 13 条 ((債務控除))関係]</p> <p>(源泉所得税、消費税等の控除)</p> <p>13—8 . . . 消費税、揮発油税及び<u>地方揮発油税</u>、酒税等で相続開始の際に . . .</p> <p>第 2 節 贈与税</p> <p>[第 21 条 の 2 ((贈与税の課税価格))関係]</p> <p>(贈与税の課税価格の端数処理)</p> <p>21 の 2—5 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(注) 上記により端数処理を行うときの贈与税の課税価格は、法第 21 条 の 6 第 1 項、第 21 条 の 12 第 1 項、措置法第 70 条 の 2 第 1 項及び<u>第 70 条 の 3 の 2 第 1 項</u>の規定による控除後の額であることに留意する。</p> <p>[第 21 条 の 8 ((在外財産に対する贈与税額の控除))関係]</p> <p>(「当該財産の価額」等の意義)</p> <p>21 の 8—3 . . . 措置法第 70 条 の 3 の 2 第 2 項に規定する住宅資金特別控除額及び法第 21 条 の 12 第 1 項に規定する特別控除額の控除前の当該財産の価額をいうものとする。</p> <p>第 3 節 相続時精算課税</p>	<p>第 2 章 課税価格、税率及び控除</p> <p>第 1 節 相続税</p> <p>[第 13 条 ((債務控除))関係]</p> <p>(源泉所得税、消費税等の控除)</p> <p>13—8 . . . 消費税、揮発油税及び<u>地方道路税</u>、酒税等で相続開始の際に . . .</p> <p>第 2 節 贈与税</p> <p>[第 21 条 の 2 ((贈与税の課税価格))関係]</p> <p>(贈与税の課税価格の端数処理)</p> <p>21 の 2—5 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(注) 上記により端数処理を行うときの贈与税の課税価格は、法第 21 条 の 6 第 1 項、第 21 条 の 12 第 1 項、措置法第 70 条 の 2 第 1 項、<u>第 70 条 の 3 の 2 第 1 項及び第 70 条 の 3 の 4 第 1 項</u>の規定による控除後の額であることに留意する。</p> <p>[第 21 条 の 8 ((在外財産に対する贈与税額の控除))関係]</p> <p>(「当該財産の価額」等の意義)</p> <p>21 の 8—3 . . . 措置法第 70 条 の 3 の 2 第 2 項に規定する住宅資金特別控除額、<u>同法第 70 条 の 3 の 4 第 1 項</u>に規定する特別控除額及び法第 21 条 の 12 第 1 項に規定する特別控除額の控除前の当該財産の価額をいうものとする。</p> <p>第 3 節 相続時精算課税</p>

改正後	改正前
<p>[第21条の15((相続時精算課税に係る相続税額)関係]</p> <p>(相続税の課税価格への加算の対象となる財産)</p> <p>21の15—1 . . .</p> <p>(注) 法第21条の12第1項に規定する相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の金額に相当する金額及び措置法第70条の3の2第2項に規定する住宅資金特別控除額に相当する金額についても法第21条の15第1項の規定により相続税の課税価格に加算されることに留意する。</p>	<p>[第21条の15((相続時精算課税に係る相続税額)関係]</p> <p>(相続税の課税価格への加算の対象となる財産)</p> <p>21の15—1 . . .</p> <p>(注) 法第21条の12第1項に規定する相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の金額に相当する金額、措置法第70条の3の2第2項に規定する住宅資金特別控除額に相当する金額及び同法第70条の3の4第1項に規定する特別控除額に相当する金額についても法第21条の15第1項の規定により相続税の課税価格に加算されることに留意する。</p>